

# 公共情報コモンズ 運営諮問委員会規則

## 改正案

第1. 32版



一般財団法人

マルチメディア振興センター

Foundation for MultiMedia Communications

平成22年8月17日制定

平成23年12月7日改正

[平成25年6月27日改正](#)

(名称)

第1条 本委員会は「公共情報コモンズ運営諮問委員会」と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、公共情報共有基盤基本要綱第19条および公共情報コモンズサービス利用規約第22条第2項に基づき、公共情報コモンズの運営における中立性、公正性を担保するために、公共情報コモンズの運営主体である一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」という。)が設置する。

- 2 本委員会は、サービス提供条件、予算の配分、サービス利用者からの要望等に関わる財団からの諮問事項を、審議し答申することを主たる目的とする。

(構成員)

第3条 本委員会は、公共情報コモンズのサービス利用者または学識者、有識者より選任された委員及び財団により構成する。

- 2 委員の選任は財団が行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から翌々年の3月31日までとする。ただし必要により延長することがある。

(委員長)

第5条 委員より一名を選び委員長に任ずる。

- 2 委員長の選任は財団が行う。
- 3 委員長は、本人の同意を得て、委員の中から副委員長を指名する。
- 4 委員長が職務を行うことができない場合、副委員長はその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員長は委員会を招集し、主催する。

- 2 委員は、委員会に出席ができない場合に代理を立てることができる。
- 3 委員会の運営に必要な事項は、事務局と協議の上委員長が決する。
- 4 委員会は、財団からの諮問事項を審議し、答申する。また必要と思われる事項を自ら発議し、財団に提案することができる。
- 5 専門性の高い審議事項については、委員会は作業部会に詳細審議を指示することができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、委員会の下に作業部会(以下、「WG」という)を設置することができる。

- 2 WGは委員長からの指示を受け、各々の専門的知見に基づいて審議事項を検討し、委員会はその検討結果を踏まえて審議、答申する。
- 3 委員長は、本人の同意を得て、委員の中からWGの主査一名を指名する。
- 4 主査は、WGを招集し、主催する。
- 5 主査は、本人の同意を得て副主査を指名する。
- 6 副主査は、主査を補佐するとともに、主査が不在の際に主査を代行する。

(事務局)

第8条 委員会およびWGは、その運営にあたり事務局を設置する。

- 2 事務局は、財団がその業務を行う。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員は、委任状を提出することにより委員長に対して議決権を委任することができる。

(議決)

第10条 委員会の議事は、出席した委員および委員の代理人の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって議決を行うことができる。

3 委員会が電子メールによる議決を諮る場合、委員長が議事および投票期間を明示したうえで電子メールによる投票開始宣言を行い、委員の過半数をもって決する。

(答申の扱い)

第11条 財団は公共情報コモンズの運営において、委員会の答申結果を尊重する。

2 ただし諸般の事情により答申内容に沿うことが困難な場合には、十分な検討の上で実施を留保することがある。

(設置期間および開催日)

第12条 委員会の設置期間は特に定めず、解散は財団の専決事項とする。

2 委員会は6、9、12、3月を目安に四半期に一度の開催を原則とし、具体的な開催日は調整の上、各委員に通知する。

(委員会の運営経費について)

第13条 委員会の運営経費は、財団が予算の範囲内で負担する。

(委員以外の出席)

第14条 委員長が必要と認めた者は、参考人として委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 主査が必要と認めた者は、参考人としてWGIに出席し、意見を述べることができる。

3 財団は、公共情報コモンズの運営に寄与すると判断するものに対して、委員会およびWGIにおいてオブザーバとしての参加を認めることができる。オブザーバは委員長または主査の求めがあれば意見を述べるすることができる。

(特別顧問)

第14条の2 財団は、委員会の運営に当たって助言を得るため、特に高い知見を有する者を委員会の特別顧問とすることができる。

2 特別顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(守秘義務)

第15条 委員およびオブザーバは秘密と指定された内容を第三者に漏らしてはならない。

2 委員および財団は、業務を遂行する従業員、その他の者に対して前項の規定を遵守させる責任を負うものとする。

3 本条の規定は委員会解散後も引き続き効力を有するものとする。

(規定の変更)

第16条 本規程の改定には、財団の決裁を要するものとする。

(附則)

本規則は2010年8月17日から施行する。

(附則)

本改正規則は平成23年12月7日から施行する。

(附則)

本改正規則は平成25年6月27日から施行する。